

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第119回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年1月14日（金）10時00分～10時56分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
河合料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐、
永井料金サービス課課長補佐、
古賀電気通信技術システム課長

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

【諮問第3144号】

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3145号】

(2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）について【諮問第3148号】

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。よろしくお願ひいたします。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第119回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにしていただき、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3144号】

○三友部会長 それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項2件、諮問事項1件でございます。

初めに、諮問第3144号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、審議いたします。

本件は、昨年11月19日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行いまして、総務省において、11月20日から12月20日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、内容につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○相良料金サービス課課長補佐 総務省でございます。それでは、資料119-1に沿って御説明させていただきます。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案についてでございます。御案内がありましたとおり、昨年11月の当部会で御議論いただいた後、意見募集を実施してございました。1ページ、おめくりいただければと思います。次のページに答申書の案を

お付けしておりますけれども、今回、提出意見を受けた修正はございませんが、先般お示した省令案につきまして、改めて精査いたしましたところ、当部会で御説明をしておりました方針を適切に反映できていなかった部分があることが判明しましたため、この答申書の案にありますとおり、その部分について一部修正をした内容で答申をいただければと考えてございます。

それでは、前回も使用した概要資料を一部修正したものに沿って、まず御説明をさせていただきます。先にお進みいただきまして、通し番号12ページの横向きのスライドを御覧いただければと思います。こちらに電気通信事業法施行規則等の一部改正する省令案等についてという概要資料を御用意しているものでございます。

1ページ、おめくりをいただければと思います。右肩1のページでございます。前回の議論を軽く振り返らせていただきますが、そもそもこの省令整備については、現行の電気通信事業法第27条の3の規定の導入前に締結され、同条第2項第2号に規定する行き過ぎた囲い込みの禁止に適合しない不適合拘束条件を有する契約、いわゆる既往契約と呼んでございますけれども、この早期解消を図るためお諮りしたものでございます。そういった既往契約につきましては、このページの下半分でございますとおり、原則として、施行日前に締結したものであっても、最初の更新を迎える際に施行日後の適合契約に移行することが原則でございますけれども、こういった適合契約への移行が不利になるおそれのある例外的な事例に鑑みまして、当分の間の経過措置といたしまして、既往契約のうち不適合拘束条件については、再度、不適合な条件で更新することを特例として認めてございます。しかしながら、その下、矢印のとおり、当分の間の経過措置として置いておりますので、更新が繰り返されることによって既往契約が永続的に残ってしまう可能性があることを御説明させていただきました。

次のページ、右肩2のページにお進みいただければと思います。上の段、既往契約の変更の原則禁止とあります。既往契約は潜脱行為を防止する観点から、原則として変更を認めていないところでございます。しかしながら、下半分、既往契約（不適合拘束条件の種類）とございますが、これについては、利用者に不利な提供条件、例えば違約金9,500円といったものがある一方で、利用者に有利な提供条件、例えば現行規律上限を超える継続利用割引、そういったものもございます。では、違約金のような不利な提供条件だけ修正したらどうかとの御指摘もあろうかと思っておりますけれども、今、変更を原則禁止している関係で、不利な提供条件のみを解消する変更も認められていないとこ

ろでございます。

右肩5のページにお進みいただければと思います。これまでの解消状況や改正法の効果を検証する競争ルールの検証に関するワーキンググループで取りまとめられた報告書において、こうした既往契約につきまして、その種類、また、解消の進捗状況、囲い込みの効果の程度、利用者の影響も配慮しつつ、早期解消に向けて取組を行うべしといった提言いただいたことを踏まえて、1番、2番、3番の3本柱で取組を進める方針であることを御説明させていただきました。うち、制度整備に関係しますが、2番、既往契約の最終的な解消時期の設定を受けたもの、それから3番、この時期までの間の環境整備の促進に関わるものでございます。

右肩7のページまでお進みをいただければと思います。こちら、まず2番の既往契約の解消時期の設定についてでございます。この青い見出し、対応方針（案）の（2）不適合拘束条件とありますとおり、先ほど申し上げたように、特例による更新が認められているため、何も対応を行わなければ永続的に残る可能性があることを踏まえて、矢印のところ、これまでの解消の進捗状況を踏まえ、解消時期を設定する。具体的には令和5年末を解消目標時期として設定することを御説明させていただきました。これにつきましては、法施行から2年経過した時点での解消状況ですとか、さらに2年を設けて、利用者への影響にも配慮して、この時期に設定するとしたものでございます。

ただし、（3）3Gのみ契約とありますが、こちらにつきましては、利用者において、端末の買換え、SIMカードの交換等、影響が大きいことから、この令和5年末に限らず、各社のサービス終了までに解消を図る方針を御説明いたしました。

これを受けまして、下の緑色の見出し、既往契約の更新に係る特例の廃止でございますけれども、省令を改正しまして、既往契約の更新に係る特例（3G契約に係る部分を除く）について、令和5年末をもって廃止する方針を書き込む制度整備をお諮りしたところでございます。これによって、令和6年以降は、順次更新を迎える方から適合契約に移行いただく必要が生じるということでございます。

次のページにお進みいただければと思います。右肩8のページでございます。既往契約の変更の範囲の拡大についてでございますけれども、申し上げた令和5年末の目標時期までの間もできる限り早期に改正法の趣旨に適合した環境が整うよう取組を促進する。こういった観点から、緑色の見出しのとおり、事業者が自主的に既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるような規制緩和を行うものでございます。

具体的にはこの表を用意してございますけれども、この2段目、②になります。不適合拘束条件の一部解消とありますけれども、例えば違約金9,500円であったり、上限を超過する継続割引であったり、複数の不適合拘束条件を抱えている既往契約について、今後は一部、例えば違約金だけでも是正する、撤廃するといった変更を可能にする規制緩和を行うものでございます。その表の下、「ただし」と書いてございますけれども、潜脱防止のため一定のパターンについて、省令上で禁止する、ガイドライン上で禁止することも御説明しておりました。

では、右肩10のページにお進みをいただければと思います。こちらが冒頭申し上げました、方針を適切に反映していなかった部分を含めた御説明になります。前回も同じような資料を使用しまして、左側で具体の改正後の条文について御説明して、右側でその趣旨を御説明したところでございます。前回の当部会で御説明をさしあげましたのは、令和元年9月総務省令附則第3条第1項第1号の施行日の前日において締結されている契約に関する特例の部分でございます。こちらにつきまして、赤字の部分が、先ほど申し上げた不適合拘束条件の一部を個別に適合させるための変更を可能にする規定でございます。この青い濃い色の部分が、ただし、一定のパターンについては禁止する。例えばここににつきましては、ほかの不適合拘束条件を残したまま、更新の機会をなくす変更を認めないとするものでございます。水色の部分は、その他に不適切なパターンがあればガイドラインで特定する趣旨であることを御説明さしあげました。今回、諮問後修正箇所としてピンク色にしておりますけれども、冒頭申し上げた反映できていなかった部分といたしますが、この第2号である3Gサービスの提供に関する契約に関する特例について、この大枠、ピンク色で下線を引いておりますところを書き込むものでございます。

まず、第2号の規定がどのようなものかといいますと、3Gサービスの提供に関する契約につきまして、その内容が施行日前の条件と同じものであれば、施行日以後においても新規契約であったり、変更契約であったり、更新であったりといったことを可能にする特例となっております。こちらの規定ですが、この規定を整備する当時におきましても、既に3Gサービスはいずれ廃止されることが想定されていたものでございます。そうしたサービスにつきまして、新法対応のためのシステム対応を行わせるものではなく、囲い込みの記述に関して、施行日後も施行日前の条件での新規契約等を可能とする観点から、当部会で御説明をさしあげました上、設けている特例でございます。

1 ページお進みいただければと思います。赤い部分が、施行日前からの契約に関する特例、青いところが今申し上げた第2号の3G契約に関する特例でございますけれども、この2つの規定があることによりまして、下段の3G契約につきましては、施行日前から締結されているものの更新ないし一部変更ということであれば、この第1号、第2号のどちらでもできることになってございます。一方、右側を御覧いただければと思いますが、第2号に基づき、改正法施行後に施行日前の条件で新規契約したものについて、今回可能とすることを考えていると御説明をした不適合拘束条件を一部解消する、例えば違約金だけをなくすといった変更を可能とするためには、右下のバツから丸にするところ、これを第2号に書き込む必要がございました。前回、当部会でお諮りした後、この部分が抜け落ちていたことが判明しましたため、今回、この部分について追記する修正を行わせていただければと思っております。

そのほか、1 ページお戻りいただければと思います。第2号に関しましては、大枠でピンク色を掛けた部分は、「提供条件」もピンク色となっておりますが、これは現行の規定では契約の「内容」になっているところ、指し示すところが、要するに「提供条件」と一緒でありましたため、今回、第1号との並びもとって、「提供条件」とさせていただくものでございます。

それから、第1号にお戻りいただければと思いますけれども、「ロの規定による変更後のものも含む」とも書き込んでおります。こちらにつきましては、現行の規定では、施行日前の提供条件の範囲内であれば、更新、利用者申出の変更ができるとしてございますけれども、今回、その施行日前からの提供条件について、一部を変えることができるようになります。そういった場合、施行日前の提供条件を一部変更した後の提供条件に基づいても、更新は可能とすることを想定しておりましたけれども、その点につきまして、規定上適切に表せておりませんでしたので、こちらも一部、追加で反映させていただくものでございます。

いずれにつきましても、案の同一性を損なうものではなく、方針を適切に反映するための修正と考えておりますので、何とぞお認めいただければと考えてございます。

省令につきまして、方針を反映できていなかったことによる修正の説明は以上となります。

では、通し番号7ページに戻りいただければと思います。提出のありました意見と、それに対する考え方の御説明となります。

まず意見提出者につきましては、この表紙にあります5社から意見提出がございました。冒頭申し上げましたとおり、いずれも案の内容に影響を与えるような意見ではございませんでした。

1ページおめくりいただければと思います。通し番号8ページとなります。まず、意見1、NTTドコモからでございます。こちらにつきましては、NTTドコモとしてもこれまで既往契約の解消に向け、適合プランの案内等々に取り組んできたことを御紹介いただくとともに、後段で、こうした事業者の取組を後押しするために、本改正案で示しております、令和5年末をもって既往契約の更新に係る特例を廃止する点について、総務省としても積極的に周知をしてほしい、そうした御要望をいただいているところでございます。

考え方、右側でございますけれども、まず、今回の省令改正を踏まえまして、既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の解消に向けて取り組むことが適当であるということ。それから後段、総務省において、これは方針の中でも説明してございますけれども、事業者と協力して、利用者への周知・広報に取り組んで、できる限り令和5年末までに既往契約の解消を図ることが望ましい、そういったことを考え方とさせていただきます。

意見2でございます。こちらはテレコムサービス協会、オプテージ、それから楽天モバイルからでございますが、いずれも本案への賛同の意見が示されているところでございます。それぞれ今後の取組を注視してほしいといった御要望もいただいておりますので、まず賛同の意見として考え方を承りまして、事業者において既往契約の解消に取り組むことが望ましいことと、総務省におきましても各事業者の取組状況、改正法に適合した契約への移行状況を引き続き注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当である、そういった考え方とさせていただきます。

意見3でございます。こちらはJCOMからでございますけれども、内容としましては、まず、この改正法の効果を検証して、既往契約の解消に向けて取り組むべしと提言をいただいた、競争ルールの検証に関するWGの議論に触れてございます。こちらのWGにおいて、MNO3社の抱える既往契約が特に問題であることに着目して議論がなされてきたことについては賛同していると。また、そちらに提出した意見への考え方の中でも、MNO3社がこの改正法の趣旨に反する囲い込み効果の高い既往契約を抱えたまま競争していくところはやはり対等な競争条件とは言えないため、早期に解消すべしと

いった考え方が示されていた、ということに触れております。

3段落目、「しかしながら」のところ、今回の省令改正案で、MNOの3社だけではなく、MVNOまで対象範囲が拡大されているところについて唐突感を感じているとの意見表明をいただいております。

その後、「また」とありますけれども、競争ルールの検証に関するWGでは、既往契約の解消状況を周波数の割当てに活用するとのインセンティブの議論もあったものの、MVNOにとってはそういったインセンティブがないとの意見の表明。

それから、最後の段落ですけれども、JCOMにおいては、MNO特定関係法人として規制の対象となっているところ、市場規模も小さく、既往契約の解消も自然に進むため、今回の制度見直しの対象外としてほしいとの要望をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、右側、考え方、通し番号9ページにお戻りいただければと思いますけれども、まず、競争ルールの検証に関するWGの議論については、確かにMNO3社の既往契約が競争に与える影響に焦点を当てて着目して議論を行っているものがありますが、MNO3社のみが解消を図れば足りるとはしておらず、既往契約を抱える全ての事業者を念頭にその解消を求める提言がなされているものですので、そのような内容であると承知していると示させていただくということ。

次のページにお進みいただきまして、「また」と書いてございますが、既往契約に関する規律の根拠となる電気通信事業法第27条の3その他関係法令につきましては、これは条文ごとに対象事業者を分けるのではなく、対象事業者であればすべからず規律が適用される形となつてございますので、その点からも既往契約を抱える全ての事業者において解消が求められる。こうした考え方とさせていただければと思います。

また、次の丸でございます。「ここで」とありますけれども、対象事業者の指定の在り方につきましては、これは従前から潜脱を防止する観点で、MNOの特定関係法人については、規模に関わらず、指定をすることとしているものでございます。本案につきましても、その範囲に変更を加えるものではないということと、先ほど申し上げた競争ルールの検証に関するWGの議論での議論も踏まえまして、意見にあります、MVNOまで対象範囲が拡大されているとの指摘は当たらないとの考え方を示させていただければと思っております。

その下、「なお」と書いてございます。JCOMは、施行日後に指定となった対象事

業者でございますが、そうした事業者に対するものとしては、施行規則の本則で、施行日以降に対象事業者として指定された事業者が、その前日に抱えている契約に関する一部変更、更新に関する特例があります。これについては、もとより適用期間の定めがないこと、今回の改正案につきましても、その点に変更を加えるものではないことを説明しているものでございます。

一方で、こうした契約につきましても、今回令和5年末で削除することとしている、施行当時から指定される事業者に適用される規律、これがいわゆる既往契約に関する特例でございますけれども、電気通信事業法に適合していないという意味ではどちらの契約も同様でございますので、やはり解消に取り組むことが適当であるとの考え方と示させていただきます。

その次、「また」として、インセンティブについての指摘もありましたけれども、既往契約はもとより法に適合していないものであるもので、法の趣旨を踏まえれば永続することは好ましくなく、利用者保護のための経過期間を確保する必要があるにせよ、一定の期間経過後は対象事業者において解消が求められること。今回の改正においても、利用者への影響等々を配慮しまして、さらに2年を設けて解消を図るとしているものであるため、経過期間としては十分な期間が確保されている。そうした考え方とさせていただければと思っております。

5ページ、意見4、意見5でございます。いずれも楽天モバイルからでございますけれども、意見4につきましては、MNOの適合契約への移行に関する周知が低調である点に触れまして、今後その部分について総務省としてしっかり注視してほしいとの意見をいただいておりますので、そこはしっかり注視をして、総務省としても周知・広報に事業者と協力して取り組んでいくとの返し方とさせていただければと思います。

最後に意見5でございます。もとより契約期間、更新要件のない既往契約は、更新の特例をなくしたとしても、制度的な解消は困難であります。事業者の取組はしっかり注視してほしいとの意見をいただいておりますので、総務省において注視することが適当との返し方とさせていただければと思います。

以上、提出意見を受けた修正はございませんけれども、御説明さしあげましたとおり、方針を適切に反映するための修正を行った上、制定することが適当との形で答申をいただければと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

西村委員、よろしく願いいたします。

○西村委員　　全消協の西村と申します。発言許可をいただいて、ありがとうございます。

今回追加された3Gに関する修正案については、異論はありません。あと、今回、既往契約の早期解消については、パブコメの中で事業者からも賛同の意見をいただいたことを大変喜ばしく思っています。改正内容というのはとても大きな、消費者にとってもすごく実感のある改正内容でしたので、経過措置ということでするずる行ってしまうのではなくて、これではっきりとした対応を事業者でも自主的に取り組みいただいて、法律でも後押しいただけるとのことで、消費者の側としても感謝しております。意見として申し上げました。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございました。御賛同の意見として承りたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしほかに御意見がございませんようでしたらば、諮問第3144号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　　ありがとうございました。特に異論ございませんので、それでは案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3145号】

○三友部会長　　続きまして、諮問第3145号、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について、審議いたします。

本件は、昨年11月19日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、総務省において、11月20日から12月20日までの間、意見招請をいたしました。

その結果を踏まえ、接続委員会において調査検討を行っていただきました。本日は接

続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、相田専門委員、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3145号、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案につきまして、接続委員会における調査検討の結果を御報告させていただきます。

資料119-2を御覧ください。これは算定方式そのものが書かれておりますので、大変大部になっておりますが、下側のページ番号で11ページ、右上に1と書いてあるページに、本件改正概要についての記載がございます。

上の枠内のところにありますように、現在、NTT東日本、NTT西日本が設置する第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能や中継交換機能に係る接続料の算定には長期増分費用方式が適用されております。本件は、令和4年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定について、長期増分費用モデル研究会及び情報通信審議会における検討結果を踏まえて、所要の規定の整備を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど部会長から御説明がございましたとおり、昨年11月20日から12月20日までの間、意見募集が行われ、2社から意見提出がございました。これを受けて、今月6日から11日にかけてメール審議で開催いたしました接続委員会において、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、先ほどの資料の下側のページ番号1ページにあります報告書に示したとおり、本件、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる旨、御報告いたします。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料下側のページ番号3ページから8ページに取りまとめております。その詳細につきましては総務省から御説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐 総務省でございます。それでは、資料119-2、下側の通し番号2ページ目にお戻りいただきまして、提出のありました御意見と、それに対して委員会として取りまとめた考え方を御説明させていただきます。

2ページ目下側、本件に対しては、KDDI及び楽天モバイルから御意見をいただい

ております。ページお進みいただきまして、3ページ目、意見1から意見5まではいずれも賛同の御意見でございます。

ページをお進みいただきまして、6ページ目でございます。意見6、楽天モバイルからの御意見ですが、「NTSコストは基本料金で回収すべきであり、網使用料には含まないことが原則。今後も慎重な議論を重ねる必要がある。」との御意見をいただいております。

こちらに対しての考え方ですが、右側、考え方6にお示ししております。1つ目の丸、本改正案は情報通信審議会の答申において、IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いを接続料原価に算入することがやむを得ないとされたことを踏まえたものである点を記載しております。

また、2つ目の丸、下側の3行、第9次IP-LRICモデルに関して、NTSコストの接続料原価への算入は行わないものとなっていることも、併せて記載しております。

その上で、3つ目の丸、今後のIP網への移行後の接続料算定でのNTSコストの扱いについては、答申案に対する意見の考え方におきまして、「NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることも踏まえつつ、今後検討することが必要」との考え方が示されていることも踏まえ、総務省において今後検討することが適切と記載しております。

ページをおめくりいただき7ページ、意見7はKDDIから賛同の御意見でございます。

続く意見8でございます。楽天モバイルから、「接続料は、各事業者の原価に応じて個別に算定、設定することが原則。IP網移行完了後の接続料の算定方法を見据え、東西別接続料への是正について検討を行うことが必要。」との御意見を頂戴しております。

これに対しての考え方、右側、考え方8でございますが、1つ目の丸、本改正案は情報通信審議会答申において、「東西別接続料への是正については、負担の変動が依然大きいため現実的ではないと言わざるを得ない」とされたことを踏まえたものである点を記載しております。

その上で、ページをおめくりいただき、下側8ページ目、2つ目の丸、今後、IP網への移行後の東西均一接続料の扱いについては、同答申において、「接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に置いて、その是正について検討を行っ

ていく必要がある。」とされていることを踏まえ、総務省において検討を進めることが
適当との考え方を記載しております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット
機能にてお申出いただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。特に御意見ございませんでしょうか。

それでは、もしも御意見等がございませんようでしたら、諮問第3145号につきま
しては、お手元の答申案のとおり答申したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 それでは、案のとおり答申することといたします。どうもありがとうご
ざいました。

○相田接続委員会主査 ありがとうございます。

(2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に
関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)について【諮問第
3148号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3148号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指
定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)につい
て、総務省から説明をお願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐 総務省でございます。それでは、資料119-3に基
づきまして、御説明いたします。

まず1枚目、御覧いただきますと、先ほど、御紹介いただきましたように、NTT東
西の令和4年度接続約款の変更認可申請があったものでございまして、こちらについて
諮問させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。こちら、諮問書となっております
りまして、内容について審査した結果、審査基準に適合していると認められるため、認

可したく、今回諮問するものでございます。

続きまして、3ページ目以降が、この令和4年度の接続料の改定等に係る認可申請の概要資料でございます。左上にございますように、本資料には一部委員限りの情報が含まれておりますので、取扱いにつきましては御留意いただけますと幸いです。

今回、内容は大きく2点ございまして①令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等、②実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等となっております。

続きまして、次のページから、右肩にページ数を振ってございますので、この後はこのページ数に基づいて御説明いたします。右肩1ページ、申請者、申請日等の記載がございます。申請日は令和4年1月7日となっております。また、実施予定期日は、認可後令和4年4月1日より適用としております。

続きまして、右肩2ページ、こちらが今回の接続約款の変更認可申請の全体像となっております。今回、真ん中の赤いところが令和4年度の接続料の対象となっております。まず①について、加入光ファイバに係る接続料の改定等となっておりますが、こちらにつきましては、令和4年度までの3年間の将来原価方式に基づきまして認可された接続料につきまして、右に接続料規則第3条に基づく許可とございまして、いわゆる3条許可というものがあ、乖離額調整を行っております。こちらが今回の許可申請の対象となっております。

②が実績原価方式に基づく接続料の改定で、こちらは毎年行っておりますので、今年度も同様でございます。

下にグレーの網かけとなっている参考の箇所がございますが、NGNに係る接続料の改定等、こちらにつきましては、IP網へのマイグレーションに伴いまして、昨年、令和3年度の接続料の改定等に係る接続約款変更認可申請の際に、令和6年12月までの3年9か月の将来減価方式で認可しております。今回は参考として掲載しているものであり、認可の対象とはなっておりません。

続きまして、下の③の点線で囲まれた部分ですけれども、これ自体は認可の対象ではないものの、毎年、この認可申請に合わせて行われる報告といたしまして、接続料と利用者料金との関係の検証、いわゆるスタックテストと呼ばれるものです。こちらにつきまして報告が来ておりますので、併せて御説明いたします。

右肩3ページからが主な変更内容となっております。まず①の令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等の内容が5ページ以降から記載ございます。まず5ページ

につきましては、加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲で、下の図の赤い部分がそれぞれ将来原価方式の算定範囲となっているものとしてお示ししてございます。

続きまして、右肩6ページに移ります。加入光ファイバ接続料の推移であり、今年度の乖離額調整の数値も記載されてございます。点線部分が令和2年度以前に、向こう3年間の将来原価方式で認可した数値、それに対しまして実線が乖離額調整後の数値となっております。御覧のとおり、NTT東日本、NTT西日本、それぞれシェアドアクセス方式、シングルスター方式、共に150円から220円程度、令和4年度において乖離額が生じております。こちらにつきましては、上の丸の2つ目にも記載がございまして、報酬の減少が主な要因となっております。

報酬額につきましては、次の7ページに数字の記載がございまして、丸の2つ目でございます。報酬の低下につきましては、主に自己資本利益率の低下が主な要因となっております。当初の予測よりもNTT東日本で114億円、NTT西日本は94億円の減少となっております。こちらが乖離額の発生した主な要因となっております。

続きまして、右肩8ページに移ります。こちらはシェアドアクセス方式に係る接続料でございまして、下の右側の光信号主端末回線部分につきましては、乖離額調整後の数値となっております。また、収容数ごとの1収容当たりの接続料につきましても、下に2行ございますけれども、このような数値となっております。

続きまして、右肩9ページに移ります。シェアドアクセス方式に係る接続料の推移でございます。下に折れ線グラフがございまして、推移といたしましては、2ユーザ及び4ユーザ収容した場合の推移はいずれも減少傾向となっております。具体的な収容数につきましては委員限りの情報となっておりますが、御覧いただいたような内容となっております。

続きまして、右肩10ページに移ります。こちらシェアドアクセス方式に係る工事費についての記載でございます。下の青い部分の光屋内配線工事費を御覧いただきますと、NTT東日本、NTT西日本、それぞれ、物品費の減少といった理由によりまして、若干金額が減少しております。

続きまして、右肩11ページでございます。コスト効率化・削減の取組でございまして、こちらにつきましては、毎年、報告をいただいているものでございますけれども、一番下でございます、主に2つ要因の記載がございまして、企業努力によるさらなる効率化・費用削減、また、光ファイバの耐用年数見直し、これは令和元年度に行った見直

しによる効果というもので、こちらにつきまして、それぞれNTT東日本、NTT西日本で合計175億円、198億円の費用削減の実績を報告していただいております。

続きまして、右肩12ページからは実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等の内容でございます。

右肩13ページ、ドライカップ接続料の推移について記載がございます。ドライカップ接続料につきまして、需要の減少トレンドが継続しております。その一方、直近は光ファイバと同様に自己資本利益率の低下が影響しており、令和3年度と比べ、若干、金額が低減しているという推移を見せております。

続きまして、右肩14ページに移ります。こちらは交通費、手数料についての記載でございます。全体の傾向といたしましては、作業単金につきましては、NTT東日本では労務費単金・共通管理費の増加により作業単金が上昇、また、NTT西日本では労務費単金は増加したものの、管理共通費の減少により作業単金はやや減少しており、下の左側の青枠部分に記載がございますとおり、NTT東日本は若干の増額、NTT西日本は若干の減少になっております。

また、2つ目の丸でございますが、こちらは、作業時間について有意な差が出ていないかとの点について、NTT東西による配管の有無の調査を通しまして報告をいただいております。結論といたしましては、作業時間との関係では優位な差は見られなかったと報告を受けております。

続きまして、右肩15ページ以降がその他の事項で、接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、また、ステックテストについて御説明いたします。

まず右肩16ページでございますが、こちらが接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要でございます。1番目、2番目につきましては、これは継続案件といたしまして許可申請をいただいております。1つ目が加入光ファイバの接続料に係る乖離額調整。これは将来原価方式においては原則乖離額調整を行わないことになっておりますので、毎年、この許可申請を受けて実施しております。2つ目につきましても、特設公衆電話に係る費用の扱いについて、継続案件として申請を受けております。

3つ目、4つ目につきましては新規でございます。3つ目は、廃止機能に係る調整額の扱いで、廃止する機能について、その後継となる機能を令和4年度の接続料の原価に加えることを認める内容でございます。4つ目でございますけれども、実績需要がなかった機能、接続料の扱いにつきましては、令和4年度の接続料が算定できないため、令

和3年度の適用接続料の料金を準用するという内容を認める内容でございます。

なお、回線管理運営費等の平準化につきましては、光ファイバ、ドライカップ、ラインシェアリングのそれぞれの回線管理運営費の平準化を、本許可申請に基づいて行っておりますけれども、こちらにつきましては光ファイバの需要が十分伸びて、平準化を継続する意義が失われていることから、取りやめとなっております。

また、2の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の附則第6条に基づく許可申請については、関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱いについて、継続の案件といたしまして申請を受けております。

内容につきましては、次の右肩17ページに移りまして、適用料金等の扱いについて、大阪POI等のゲートウェイルータの更改と併せて、内容について記載がございます。こちらにつきましては、2の1つ目の丸に記載がございますとおり、関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法につきましては、平成30年に改正した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令において、網使用料として接続料を設定する機能とされたところ、経過的な特例措置として、当分の間、この許可を受けて利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨が規定されておまして、これに基づ申請されているものでございます。

続きまして、右肩18ページから、こちらが接続料と利用者料金関係の検証、いわゆるスタックテストについての報告でございます。まず、スタックテストにつきましては、サービスごとに利用者料金収入とサービス提供に用いられる機能の接続料総額を比較いたしまして、その両者の差が20%以上であるか否かについて検証しております。

右肩19ページに移りまして、その検証結果でございますけれども、まず、サービスごとの検証につきましては、下の表にございますとおり、いずれも利用者料金の収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額として設定されている20%を上回っておりますので、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった旨の報告を受けております。

また、続きまして右肩20ページに移りまして、もう少し細かい単位で、サービスメニューごとの検証となっております。こちらにつきましては、利用者料金と接続料相当額の差を見まして、それらが逆転していないかとの点について検証しております。こちらでも、いずれも利用者料金との比較の結果、問題があると認められるものではなかった旨の報告を受けております。

右肩 2 1 ページ以降、その他の変更内容となっております。簡単に概要だけ申しますと、右肩 2 3 ページ及び 2 4 ページが光配線区画の見直し等で、こちら、光配線区画の見直し等の状況を定期的に総務省に報告することを要請しておりまして、こちらに基づきまして報告している内容でございます。

また、右肩 2 5 ページ以降は、加入光ファイバの未利用芯線についての内容となっております。こちらは接続料の算定等に関する研究会で議論されていたものでございませけれども、第四次報告書において示された、投資の合理性に関する検証について継続的に行うことが必要であり、また、内容については、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当であるという考え方を受けまして、右肩 2 6 ページ以降から報告を受けている内容でございます。これが右肩 4 0 ページまで続きまして、その後は、その他実績原価方式の接続料改定に係る料金表や、所要の規定整備に関する記載となっております。

ページを飛ばしていただきまして、右肩 5 7 ページをご覧ください。こちらは、認可申請に関する内容ではなく、届出事項となっております。接続形態の変更（料金設定権関係）に関する届出となっております。こちらの内容につきまして、担当が替わりまして、御説明させていただきます。

○河合料金サービス課課長補佐　それでは、引き続き御説明をさせていただきます。資料右肩 5 7 ページからでございますが、料金設定権に関する接続形態の変更につきまして、これまで御説明させていただきました認可申請とほぼ同じタイミングで届出が N T T 東西からございましたので、この点について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料上側 1 つ目の丸のところでございますが、加入電話発・携帯電話着の通話につきましては、これまで着信側の携帯電話事業者が利用者料金の設定権を有しておりまして、これに伴って、長年にわたり、ユーザ料金の高止まりが継続してきたところがございます。資料左下を御覧いただければと思いますが、これまで 3 分当たり 6 0 円から 1 2 0 円の料金が 1 0 年以上にわたり継続している、このような状況だったわけでございます。

この点につきましては、2 0 2 0 年末からの情報通信審議会での御議論を通しまして、昨年 1 0 月にこの料金設定権が、発信側の N T T 東西に移りまして、同じ資料右下にございますとおり、料金につきましても、料金設定権が N T T 東西に移った後は 3 分 4 8 円として、競争的な料金設定に是正されてきたところがございます。

上の枠囲いにお戻りいただければと思いますが、2 つ目の丸のところでございます。

この問題につきましては、昨年の情報通信審議会の答申におきまして、2つ目の矢尻でございますけれども、「『着信ボトルネック』が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めないことを原則」、このような形で所要の制度的な担保措置を講じることが必要と、このように御整理をいただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、右肩58ページ、お進みください。このような情報通信審議会の答申をいただきましたことを受けまして、総務省におきましては、本年1月6日、電気通信事業法関係審査基準を改正いたしまして、一種約款の認可において、料金設定を行う事業者として、特段の事情が認められる場合を除いて、利用者が料金の支払いとして認識し、または自ら選択していると認められるべき通信事業者が定められていること、このような点を認可の基準として明記したところでございます。また、あわせまして、同様の考え方の裁定方針も新たに策定をいたしました。具体的な改正の内容につきましては、こちら、右肩58ページの下側、水色に塗っている部分に記載してございますので、適宜御参照いただければと思います。

右肩59ページにお進みいただければと思います。ただいま御説明をさせていただきましたような審査基準の改正を踏まえまして、NTT東西におきましては、本年1月11日でございますが、接続約款の変更の届出を行いまして、約款に定められた接続形態のうち、着信事業者が利用者料金の設定を行うものについては、サービスの種別を限定列記してございます。具体的には、資料右下にこの届出内容を記載してございますけれども、赤枠で囲っております部分、具体的な内容として申し上げますと、右肩、解説をしてございますが、着信事業者と同一の事業者が提供するサービス呼等、電報の申込みに係る通話、携帯電話については、そのサービス制御に係る通話、また、加入電話からPHSの遠隔監視サービスに着信する通話、これらに限定する旨の記載が約款の中に設けられたところでございます。

上側の枠囲い、2つ目の丸に戻っていただければと思いますが、この約款の変更によりまして、約款に定められた料金設定事業者としては、着信事業者が利用料金の設定を行う接続形態について、原則として利用者が料金の支払い先として認識、または自ら選択している事業者に限定される、このようになったところでございます。

以上、今般、届出がございました内容について御説明をさせていただきました。

資料をお進みいただきまして、右肩60ページからは、参考としておつけをしているものでございますので、今後、適宜御参照いただければと思います。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは、山下委員、よろしくお願いいたします。

○山下委員　　山下です。全体としてこれを変更してもらいたいという要望や質問ではないですが、2点申し上げたいことがあるので、発言させていただきます。

1つは、申請概要資料の右肩11ページのところですが、11ページと14ページのあたりに関連しますが、NTT東西がコスト効率化に取り組んでいるというのは大変立派なことだと思いますが、この11ページを拝見すると、①の中に様々な項目があって、そのコスト効率化の成果の内訳がなかなか分かりにくい。私も素人目に拝見すると、例えば、NTTの内部の人件費、それから、外部に委託しているときの人件費、それ以外の様々な設備に関わるものみたいなものに分類できるのではないかと思います。そうであれば、今後、もう少々細かい内訳を開示していただけると良いのではないかと思った次第です。

理由としては、ここで14ページのところも関係してくるのですが、労務費単金や管理費といった、いわゆる人件費は、通信に限らず、世の中全体として、これからかなり上昇していくトレンドにあり、いわゆる人件費、NTT内部のものも外部のものも上昇していく傾向にあるだろうと推察されます。その際に、効率化はいわゆる生産性の向上を意味するのだと思うのですが、企業努力で効率化した部分と、賃金の上昇分を比べ、賃金の上昇を生産性の向上によって相殺できているか、できていないか。できていなければ、結果的にコスト効率化ができていないという結果になってしまうためです。賃金の上昇はいかんともしがたいものなので、それをどのようにして克服しているのか、より見えやすいほうが接続事業者にとっても、また、国民への開示という観点でも、透明性が増すのではないかと考えたため、それを申し上げた次第です。

それからもう一つは、短いことですが、57ページの料金設定権の変更についてですが、これは両者の非常に長い問題がこうやって解決したとのことで、それが国民全体に裨益することで、とてもよかったことだと思います。これについては、それを約款の追加とか、変更とか、見える形で総務省でも文章にして精緻化していただいたとの

ことで、委員の1人としてそれを評価し感謝申し上げたいとも思っておりますので、それは単なるコメントでございますけれども、以上でございます。

○三友部会長　　どうも大変貴重な意見、ありがとうございます。2番目の御意見は賛同の御意見として承りたいと思います。1番目につきましては、非常に本質的な問題かなと私も感じました。企業内の努力で効率化が進む部分と、それから、外注、下請部分でコスト削減する部分とが、交ざっておりますので、その点を明確にしてほしいとのこと、山下委員の御意見だと思います。この点について事務局からいかがでしょうか。

○永井料金サービス課課長補佐　事務局でございます。貴重な御指摘ありがとうございます。まさに御指摘のとおりと考えております。今後、NTT東西との間で、御指摘いただいた点について、開示をどこまでできるかも含め、もう少々詳細な単位で確認していきたいと考えております。ありがとうございます。

○三友部会長　　ぜひこの点は検討して、ちゃんとチェックしていただきたいと思います。そのほかにもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、本件につきましては当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして報告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は1月15日から2月14日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかというふうに思いますけれども、そのような手続でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　どうもありがとうございます。それでは、全委員にお認めいただきましたので、その旨決定することといたします。

○三友部会長　　以上で本日の審議は終了いたしました。全体を通じて、あるいはこの機会に何か委員の皆様からございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、事務局からいかがでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。次回の電気通信事業部会についてですけれども、また別途、御連絡をさしあげたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうもありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了い

たします。どうも長い時間ありがとうございました。以上でございます。

閉 会